

在宅勤務制度及びフレックスタイム制の制度変更（案）について

1. 概要

これまで、感染拡大防止の観点から、要件等を一時的に拡充してきた在宅勤務制度及びフレックスタイム制について、新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけの変更が予定されていることを踏まえ、制度の一部を変更する

2. 変更案

(1) 在宅勤務制度

	変更後	変更前
対象職員	同右	すべての職員（再任用職員、育児短時間勤務職員、会計年度任用職員も対象）
利用上限	週4回まで	上限なし
移動時間の取扱い	勤務時間中に職場と自宅との間を移動する場合、職場と自宅の移動が休憩時間を超える場合は休暇で対応する。（ただし、在宅勤務中に急遽職場での勤務を命ぜられた場合等、公務上移動が必要となった場合は勤務時間に該当するものとみなす。）	勤務時間中に職場と自宅との間を移動する場合、職場と自宅の移動が休憩時間を超える場合は超過した部分について勤務時間に該当するものとみなす。

(2) フレックスタイム制

	変更後	変更前
対象職員	同右	すべての職員（短時間勤務職員（再任用・育児）、会計年度任用職員、交代制勤務に従事する職員も対象）
取得要件	取得要件は設けない （所属長が公務の運営に支障がないと認める場合には取得可能）	「育児・介護・障害・長期通院・業務上の都合（構造的に時間外勤務が見込まれる場合）」に加え、「通勤混雑の回避による新型コロナウイルスの感染拡大防止」を「業務上の都合」とみなす。
週休日の追加設定	「育児・介護・障害・長期通院」の場合に限って、土曜日及び日曜日に加えて、週休日を設けることができる。	「育児・介護・障害・長期通院」に加え、「通勤混雑の回避による新型コロナウイルスの感染拡大防止」を事由とする場合は、土曜日及び日曜日に加えて、週休日を設けることができる。

※なお、コアタイム（午前10時～午後3時）については、感染症対応等、公務上の必要がある場合のみ撤廃可能とする。

3. 実施時期

令和5年6月1日（木）より